

令和6年度・第24回農業委員会総会議事録

開催日 令和7年3月25日(火) 13:00～

開催場所 S S プラザ川内 301～303 会議室

出席委員 (17名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義巳
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員 (0名)

欠席委員 (2名)

遅刻委員 (0名)

出席推進委員 (17名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員 (3名)

事務局出席者 平局長・西代理・梶原主幹・田上G員・中城G員・松下G員・
富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長 (農業委員会会長) _____ ⑩

議事録署名者 _____ 9 番 ⑩

_____ 10 番 ⑩

議事録作成者 _____ 局長代理 ⑩

令和6年度 第24回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

報告第74号 農地形質変更届の専決処分について

報告第75号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第76号 非農地証明発行の専決処分について

報告第77号 農地転用事実証明願の専決処分について

報告第78号 農地の賃貸借の目安として提供する賃借料の情報について

6 議 事

議案第259号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（編入）の意見決定について

議案第260号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について

議案第261号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第262号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第263号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第264号 非農地証明願承認について

議案第265号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第266号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第267号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について

議案第268号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について

議案第269号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

議案第270号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について

議案第271号 全国農業新聞情報員の推薦について

議案第272号 男女共同参画審議会委員の推薦について

7 その他

(1) 4月総会の日程について

(2) その他

西 代理 初めに、会長にごあいさつをお願いいたします

【開始 13 : 00 】

会 長 皆さんお疲れさまです。

第 2 4 回総会に御出席くださいますして本当にありがとうございます。

今日は天気がとても良くて夏日になるのではないかという気温になっておりますが、これからまだ寒くもなると思っていますので、体調管理には十分気をつけて農作業などに十分注意していただきたいと思ひます。

私の 3 月の出会状況は、3 月 3 日に第 2 6 回薩摩川内市農業公社理事会に出席いたしまして、農業公社が東郷に移転されるということで、その案件や農作業の受委託の料金確定などの理事会がございました。

また、5 日に、通常の常設審議会もありましたが、一般質問が農業委員会に入りましたので、欠席いたしまして、その答弁に出席いたしました。

そして、1 4 日に運営委員会がございまして、いろいろな議案がありましたが、それをまたお聞きしたところでございます。

また、1 9 日には、農林水産部の政策審議会の方がございまして、各部、課からの様々な今年の予算の説明がございました。

そして、午後からは、薩摩川内市鳥獣被害防止対策審議会の総会がございまして出席したところでございます。

2 4 日に、令和 6 年農業再生協議会総会がございまして出席したところです。そして本日、農業委員会の総会です。

今からまだ暑くなりますので、体調管理には十分気をつけて、熱中症等の対策をしてください。

今日は本当にお疲れ様です。

議 長 ただ今から、第 2 4 回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。

局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。

定数 1 9 名、現在員数 1 9 名、出席委員 1 7 名、欠席委員は 2 名で、6 番：小城義己委員、1 5 番：西裕一郎委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は 1 7 名です。

欠席委員は 3 名で、2 9 番：中川大樹委員、3 0 番：馬渡義文

委員、４０番：早崎麻美子委員であり、欠席届が提出されております。

以上で報告を終わります。

議長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第２７条第３項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西 代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料をお開きください。

３月３日に第２６回薩摩川内市農業公社理事会がJA川内総合支所で開催され、会長が出席されております。

５日に福田議員より一般質問がありましたので、本会議において会長が答弁されております。

一般質問対応のため、第２回定例理事会及び常設審議委員会は欠席されております。

７日と１０日が定例の現地調査です。

１４日に第２３回運営委員会が本庁舎５０２会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております

１７日に令和６年度第２回薩摩川内市男女共同参画審議会が本庁舎６０１会議室で開催され、梶原委員、私 西が出席しております。

１９日に農林水産政策審議会が消防局会議室で開催され、会長、その他委員、局長、局長代理が出席です。

同日に薩摩川内市鳥獣被害防止対策審議会総会が本庁舎６０１会議室で開催され、会長が出席しております。

２４日に令和６年度農業再生協議会総会が本庁舎６０１会議室で開催され、会長、局長が出席されております。

２５日に第２４回農業委員会総会がＳＳプラザせんだいで開催しております。なお、第１０７回通常総会は欠席です。

以上、説明を終わります。

議長 それでは、１７日の令和６年度第２回薩摩川内市男女共同参画審議会について、梶原委員からご報告をお願いいたします。

梶原委員 ３月１７日に、西局長代理とともに男女共同参画審議会に出席しました。

昨年夏に行われました、3000市3000人を対象にしたアンケートの結果についての説明と報告があり、その後、第2次薩摩川内市男女共同参画基本計画の振り返り結果についての報告、そして第2次薩摩川内市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画の振り返り結果についての報告がありました。

その後、第三次薩摩川内市男女共同参画基本計画策定の方向性についての審議がありました。

当日配付された書類はこちらにありますので、必要な方がありましたらお知らせください。

以上でございます。

議 長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、
9番：下茂 正憲 委員
10番：木下 博英 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第74号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第74号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。

位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号11番の1件です。登記地目 田1筆
247㎡の届出がありました。

内容といたしましては、いずれも、盛土し、畑とし、農地有効利用を図るための届出です。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会農地の形質変更に伴

う周辺農地等への被害防止対策実施要領３の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第７４号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第７４号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第７４号を終ります。
次に、報告第７５号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 　報告第７５号を説明いたします。資料は３ページから４ページをご覧ください。
今月の合意解約は受理番号１８８番から１９３番までの６件で、登記地目 田７筆 9,290 ㎡、畑６筆 5,293 ㎡、合計１３筆 14,583 ㎡の合意解約通知がありました。
このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は、受理番号１８８番と１９０番、１９２番の３件です。
薩摩川内市農業委員会規則第５条第１項第３号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。
以上で、報告第７５号に係る説明を終ります。

議長 　ただ今、事務局より報告第７５号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第７５号を終ります。
次は報告第７６号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 　報告第７６号を説明いたします。資料は５ページから６ページをご覧ください。
今月の証明発行願いは、受理番号１１１番から１１６番までの６件で、登記地目 田６筆 4,420 ㎡、畑６筆 1,755 ㎡、合計１２筆

6,175 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第76号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第76号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第76号を終わります。
次は、報告第77号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 　報告第77号を説明いたします。資料は7ページをご覧ください。

今月は、受理番号9番と10番の2件で、登記地目は田1筆948 m²、畑1筆1,121 m²、合計2筆2,069 m²の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第4号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

許可年月日、転用目的については、備考欄をご参照ください。

転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

なお、現地確認については、中原委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

以上で、報告第77号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第77号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第 77 号を終わります。

次は、報告第 78 号「農地の賃貸借の目安として提供する賃借料の情報について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第 78 号を説明します。資料は 8 ページと 9 ページをご覧ください。

農地の賃借料については、農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定及び、農地中間管理事業の中間管理権設定、それから農地法第 3 条許可申請賃借権の処分決定された賃借料の過去 1 年間の情報提供を行うことが農地法第 52 条の規定で義務付けられています。

従いまして、令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月に本市管内で公告及び処分決定された農地の賃借料の目安となる情報提供を報告するものです。

内容を説明いたします。8 ページ、2 の賃借料水準の考え方をご覧ください。この賃借料情報は、薩摩川内市本土地域で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定及び、農地中間管理事業の推進に関する法律に係る中間管理権設定並びに農地法第 3 条賃借権設定処分決定された実績を集計したものです。データ数は集計に用いた筆数でございます。なお、賃借料の物納支給は換算しておりません。

次の 9 ページをご覧ください。賃貸借における賃借料水準の平均は田の部、水稻が 4,900 円となっています。畑の部は普通畑が 4,000 円、飼料畑 4,200 円、らっきょう 10,000 円、茶畑 5,600 円、桑畑 5,000 円となっています。

施設園芸の部では、いちご 20,000 円、ぶどう 9,000 円、金柑 12,000 円等となっています。

また、無償 0 円の使用貸借の件数については、それぞれ表に示しているとおりであります。

以上で報告 78 号に係わる説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第 78 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第 78 号を終わります。
それでは会次第 6 の議事に入ります。

議案第 259 号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（編入）の意見決定について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 259 号を説明いたします。資料は 10 ページから 12 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 1 番の 1 件ですが、登記地目 畑 16 筆 22, 057 m²の申請がありました。

今般市長部局である農林水産部 農業政策課から「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2」の規定に基づき樋脇町 4 筆、入来町 8 筆、祁答院町 4 筆を農振農用地への編入に係る意見を求められたものです。

申請地の周辺農地は、中山間地域直接支払制度に取り組みれており、申請地を同制度の対象農地とするもので、集团的且つ、効率的な農業振興を図るための農振農用地への編入です。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 6 条第 2 項に規定する農振農用地の編入要件には抵触しないため、提案いたしました。

以上で議案第 260 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

山路委員 14 番山路が、2 番の 1 を報告します。

3 月 7 日、馬渡推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 4～5 ページ、調査表 2～4 ページをご覧ください。

台帳登記地目・現況地目は田です。

申請地の状況は、近隣に農振農用地の田が広がり、現在、水稻が作付けされている農地でした。

先程事務局から説明がありましたとおり、今回の申請地は、主に中山間地域等直接支払交付金制度にかかる集落協定内の農用地とするため、農業振興地域内の農用地区域へ編入しようとするものです。

なお、当該農地は、土地改良事業に係る基盤整備事業は施行されてはいませんが、今般の編入により、効率的な農業振興が図られることとなるため、問題ないものと思われます。

以上のような理由により、農用地利用計画一部変更「編入」は

妥当であると思います。

以上報告を終わります。

梶原委員 18番梶原が、2番の2を報告します。

3月7日、豊田推進委員と事務局 平・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図6～8ページ、調査表5～7ページをご覧ください。

台帳登記地目・現況地目は田です。

申請地の状況は、近隣に農振農用地の田が広がり、現在、水稻が作付けされている農地でした。

先程事務局から説明がありましてとおり、今回の申請地は、主に中山間地域等直接支払交付金制度にかかる集落協定内の農用地とするため、農業振興地域内の農用地区域へ編入しようとするものです。

なお、当該農地は、土地改良事業に係る基盤整備事業は施行されてはいませんが、今般の編入により、効率的な農業振興が図られることとなるため、問題ないものと思われます。

以上のような理由により、農用地利用計画一部変更「編入」は妥当であると思います。以上報告を終わります。

牧田委員 5番牧田が、2番の3を報告します。

3月7日、早崎推進委員と事務局 平・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図9～10ページ、調査表8～9ページをご覧ください。

現況地目は田で管理されていました。

申請地の状況は、連帯性のある農地で問題はないものと思われます。

以上のような理由により、農用地利用計画一部変更「編入」は妥当であると思います。以上報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終了しました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第259号につきまして、原案のとおり許可相当と意見決

定する事に、賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 2 5 9 号は、原案のとおり承認されましたので、農用地に編入するための意見を付して薩摩川内市長に書類を送達することに決定いたします。

次に、議案第 2 6 0 号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 2 6 0 号を説明いたします。資料は 1 3 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号 1 番の 1 件で、登記地目 田 1 筆 1 , 5 1 8 m²の申請がありました。

リサイクル中間処理施設として整備を計画しましたが、計画地が農用地区域内農地のため、農用地から除外したく申請されるものです。

なお、議案第 2 6 1 号 2 0 0 番と同時申請です。

現地調査の結果、農業振興地域の外周部で、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 2 項に規定する要件を満たしていることから除外は可能と判断し、提案いたしました。

以上で議案第 2 6 1 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

山路委員 1 4 番、山路が 1 番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 1 1 ページ、調査票 1 0 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で、耕作されていませんでした。

1 0 h a 以上の規模の一団にある農地であり、第 1 種農地となります。

転用目的は、リサイクル中間処理施設を整備するものであり、周辺の農地及び農業用施設に支障がないと認められ、問題ないものと考えます。

また、隣接地には、転用実行者の子会社が産業廃棄物処理施設を設けております。

45デシベル以下、昼50デシベル)

201番は、駐車場3台の申請で、隣接の宅地を購入されて、居住を計画しております。したがって、事業面積は、4098番3426.09㎡と一体利用で総面積539.09㎡となります。一派住宅500㎡を超過していますが、法面部分48.21㎡を差し引きと有効面積は、490.88㎡となります。

202番は、特定建築条件付売買予定地 4区画・通路・調整池での申請です。また、期間内で区画を売買できない場合、建売住宅4棟を建築する計画です。

203番は、特定建築条件付売買予定地 2区画の申請です。また、期間内で区画を売買できない場合、建売住宅2棟を建築する計画です。なお、別紙の資料で送付している補足資料をご覧ください。

申請者は、補足資料の3ページにあるとおり、転用許可を受け、進捗率が5割と2割の状況にあります。県の取り扱いでは、1ページの(4)勧告後の措置の項目に記載のとおり、事業計画の過半について、工事完了しない限り、新たな別の農地転用の許可があっても、当該許可申請に係る事業実施の確実性に極めて乏しいと認められる場合、農地転用許可を行わないことが望ましいとあります。

県と協議した結果、申請者は、今回が初めてのケースとなることから、事業が遅延した理由等を提出させ、検討するとの回答を受けており、申請者から当該遅延理由書が提出されました。総会でご審議ください。

204番、205番及び210番、211番は、一般住宅の目的で申請です。204番は、仮換地実測347.11㎡。205番は、仮換地実測65.41㎡で937番3宅地 外4筆 仮換地実測346.11㎡と一体利用で、仮換地実測総面積は、411.52㎡となります。

207番は、宅地分譲3区画、208番は、宅地分譲4区画、209番は、宅地分譲7区画の申請です。

207番は、1634番1宅地 外1筆 593.14㎡と一体利用で総面積754.14㎡。208番は、2106番2雑種地 74㎡と一体利用で総面積1,171㎡。209番は、水路41.50㎡と一体利用で総面積1,907.50㎡となります。

以上13件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第261号の説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

 なお、200番は、議案第260番で、先ほど報告がありましたので、調査員の説明は省略します。

下茂委員 9番の下茂が199番から204番まで続けて報告をさせていただきます。

 3月7日、上小川委員と事務局の長沼職員と現地調査を実施いたしましたので報告いたします。

 まず、199番、位置図につきましては12ページ、調査票につきましては、11ページを御覧ください。

 申請地の現況畑ですが、耕作はされておられません。

 続けて、201番。位置図につきましては13ページ、調査票につきましては12ページを御覧ください。

 申請地の現況は畑ですが、耕作はされておられません。

 続いて202番。位置図につきましては14ページ、調査票につきましては13ページを御覧ください。

 推薦地の現況は田ですが、耕作はされておられません。

 続いて203番。位置図につきましては15ページ、調査票につきましては、14ページ、申請地の現況は畑ですが耕作はされておられません。

 続いて、204番。位置図につきましては16ページ、調査票につきましては15ページ、申請地の現況は畑ですが、耕作はされておられません。

 いずれも、申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は報告書に記載してあるとおりであります。

 以上のようなことから、199番から204番までの申請は農地法関係法令に抵触せず、許可相当と判断いたしました。

 以上です。

中原委員 1番、中原が205番と206番を報告します。

 3月10日、鶴屋推進委員と事務局 西・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

 205番ですが、位置図17ページ、調査表16ページをご覧ください。

 申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。

 一般住宅の目的での申請です。

 206番ですが、位置図18ページ、調査表17ページをご覧ください。

ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

事務所・駐車場の目的での申請です。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

下茂委員

9番、下茂が207番と208番を報告します。

調査日・調査員は先程の通りです。

207番、位置図19ページ、調査表18ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。

208番、位置図20ページ、調査表19ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、報告書に記載してあるとおりです。

以上のことから、207番、208番の申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

中原委員

1番中原が、209番から210番を報告いたします。

209番ですが、位置図21ページ、調査表20ページをご覧ください。

申請地の現況は、荒地で耕作されていませんでした。

宅地分譲地 7区画の目的での申請です。

210番ですが、位置図22ページ、調査表21ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

一般住宅の目的での申請です。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

下茂委員

9番下茂が、211番を報告いたします。

調査日・調査員は先程の通りです。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です

議長 総会に戻します。

議案第 261 号受理番号 203 番については、許可とすることにご異議ありませんか。

議長 賛成全員であります。

議案第２６１号受理番号２０３番は、許可とすること承認されました。

受理番号２０３番を除く案件について、ご質疑ありませんか。

議 長 ないようですので、採決いたします。

受理番号２０３番を除く、議案第２６１号受理番号１９９番から２０２番、２０４番から２１１番については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。受理番号２０３番を除く、議案第２６１号受理番号１９９番から２０２番、２０４番から２１１番については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第２６２号「農地法第５条の規定による農地等の賃

借権設定許可申請承認について」を審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第２６２号を説明いたします。資料は、２０ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

２１２番は、申請地を借り受けて、資材置場・駐車場を整備するため申請されるものです。施工済のため、始末書が添付されています。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第２６２号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 ９番、下茂が２１２番を報告いたします。
調査日、調査員は先程のとおりです。
位置図２４ページ、調査表２３ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作はされておられません。
事務局の説明通り施工済のため、始末書が添付されています。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、
現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、妥当性があり問題はないと考えます。
以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第２６２号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第２６２号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達するこ

とに決定いたします。

次に、議案第２６３号「農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第２６３号を説明いたします。資料は、２１ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

２１３番、２１４番は、申請地を借り受けて、それぞれ一般住宅の目的で申請されるものです。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第２６３号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 ９番、下茂が２１３番を報告します。
調査日、調査員は先程のとおりです。
位置図２５ページ、調査表２４ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作はされておられません。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、
現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、問題はないと判断しました。
以上です。

乙須委員 １１番、乙須が２１４番を報告します。
３月１０日、徳永 功推進委員と事務局 梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図２６ページ、調査表２５ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。
一般住宅の目的での申請です。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、
現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。
以上です。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

梶原主幹 議案第 264 号を説明いたします。資料は 22 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

内容といたしましては、備考欄の記載の年から耕作しておらず、
原野化、宅地・雑種地の状態となっているとの申請です。

76番及び77番は、備考欄に記載の年度から現況の状況となっていることを確認いたしました。

19

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の
現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 1 1 番、乙須が 7 5 番・7 6 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
まず、7 5 番について位置図 2 7 ページ、調査表 2 6 ページを
ご覧ください。
申請地は、筆界未定だった土地を解消し、境界ができましたが、
現地調査で確認した結果、申請地に一部が耕作されている状況で
した。
事務局の説明のとおり、本市非農地証明書の発行基準を満たし
ていないものと判断します。総会でご判断ください。
次に、7 6 番について位置図 2 8 ページ、調査表 2 7 ページを
ご覧ください。
申請地の現況は昭和 6 1 年に建物が建ち宅地として利用して
いる状況でした。
本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないこと
から証明書を発行すべきと考えます。
以上です。

中原委員 1 番、中原が 7 7 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 2 9 ページ、調査表 2 8 ページをご覧ください。
申請地の現況は、平成 1 8 年に相続する以前の平成 8 年から
耕作しておらず、資材置場となっています。
本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないこと
から証明書を発行すべきと考えます。
以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

永留委員 この 7 6 番なのですが、これは地目変更をせずに建てたというこ
とですか。

梶原主幹 地目変更せずに建ててありました。
現況はここに書いてあるとおり、宅地といいますか、貸家住宅

が建っているところで、そこを、全部が同じ[]さんの土地
なのですが、筆界未定地になっています。そこ一帯を今度[]
設さんから買われる方が一緒に立会いをして、ここ全体を買って、
また、新しく多分住宅を整備するのか、分かりませんがそれ
を買受けて整備するというので、状況としてはもう農地性は全
然ないような状態です。

今も建物が建って残っております。

議 長 ほかにご質疑ありませんか。

委員・推進委員 (なしの声)

議 長 初めに、議案第 264 号受理番号 75 番について、非農地として
不許可に賛成の委員は、挙手をお願いします。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 264 号受理番号 75 番について
は、非農地として不許可（許可）といたします。

次に、議案 264 号受理番号 76 番から 77 番について、非農
地として許可に賛成の委員は、挙手をお願いします。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 264 号受理番号 76 番から 77
番については、原案どおり許可といたします。

次は、議案第 265 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所
有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 265 号を説明いたします。資料は 23 ページから 24
ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄
をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 140 番から 146 番の 7 件で、田 8
筆 3, 970 m²、畑 5 筆 4, 279 m²、合計 13 筆 8, 249
m²の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」、譲渡人の「労力不足」等によ
り、それぞれ売買されるものです。

申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要

件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第265号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 1番、中原が140番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図30ページ、調査表29ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていました。
権利取得後は、やまいもを栽培予定です。
いずれも、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

乙須委員 11番、乙須が141番から143番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
まず、141番について位置図31ページ、調査表30ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。
権利取得後は、野菜等を栽培予定です。
次に、142番について位置図32ページ、調査表31ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。
次に、143番について位置図33ページ、調査表32ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で一部耕作されていました。
権利取得後は、野菜等を栽培予定です。
いずれも、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当

と考えます。以上です。

山路委員 14番、山路が144番から145番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
144番ですが、位置図34ページ、調査表33ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。
145番ですが、位置図35ページ、調査表34ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で一部耕作されていました。
権利取得後は、野菜等を栽培予定です。
いずれも、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

小園委員 16番、小園が146番を報告いたします。
3月7日 古川推進委員と事務局・吉原職員と現地調査を行いましたので報告いたします。
位置図36ページ、調査表35ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作はされておりました。
権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、野菜を栽培予定で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第265号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第265号は、原案のとおり許可することに決定いたします。
次は、議案第266号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第266号を説明いたします。資料は25ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号147番から148番の2件で、登記地目 田2筆2,207㎡ 畑2筆242㎡ 合計4筆2,449㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、遺言書に基づく特定遺贈・知人間の贈与によるものです。

147番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第266号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 11番、乙須が147番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図37、38ページ、調査表36ページをご覧ください。
申請地の現況は、田は保全管理されており、畑は耕作されてきました。
新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。
権利取得後は、田は水稻、畑は野菜等を栽培予定です。
新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

山路委員 14番、山路が148番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図39ページ、調査表37ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されてきました。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

木場委員 事務局に御質問ですけど、この遺言書による特定遺贈について、この方は今、故人と名字が違いますよね。

遺言書にのっとって、これを遺贈されると、そして許可が要るわけですが、これとは別に遺言書があった場合、兄弟 3 人いて、長男だけにやりますよというときも、3 条許可は要りますか。

梶原主幹　特定遺贈する場合は許可が必要です。法定相続に基づいて話し合いをして、する分にはいらないですけど、特定遺贈で3条申請が必要なのは第三者の特定遺贈のみです。相続人は許可不要になります。

木場委員　ありがとうございます。

議長 他に何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案２６６号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。

議案 266 号につきまして、原案のとおり許可いたします。

次は、議案第 267 号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第２６７号を説明いたします。資料は２６ページから３２

ページをご覧ください。

今月の申請は、田 86, 924 m²の申請がありました。

利用権設定 40 件中、認定農業者等に係わる分は 40 件です。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　ないようですので、一括して採決いたします。
議案第 267 号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 　賛成全員であります。
議案第 267 号につきまして、原案のとおり意見決定いたします。
議案第 267 号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。
次は、議案第 268 号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。
なお、農業委員会等に関する法律第 31 条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号 27 番と 32 番です。
まず、議事参与を除く案件について審議いたします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　議案第 268 号を説明いたします。資料は 33 ページから 35 ページをご覧ください。
今月の申請は、田 12, 787 m²、畑 2, 023 m²の申請がありました。
利用権設定 9 件中、認定農業者等に係る分は 7 件です。
議事参与案件を除く案件について説明いたします。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

議長　それでは、受理番号２７番を除く受理番号２８番から３３番について、賛成の委員の挙手をお願いします。

議長 賛成全員であります。受理番号２７番を除く受理番号２８番から３３番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

永留委員は農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

議長 議案第 268 号、受理番号 27 番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

永留委員 (入室・着席)

事務局の内容説明をお願いします。

28

令和 7 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、説明いたします。様式は昨年度と同様であります。

続いて資料の 4 2 ページをご覧ください。

大きな 1 番、農業員会の状況、1 農業委員会の現在の体制は、農業委員・農地利用最適化推進員の定数・実数等を示しております。

2 農家・農地等の概要は、総農家数、農業経営体数、農業従事者数等を示しており、2 0 2 0 農林業センサス等の統計資料の数値であります。

認定農業者が 1 1 人の減、基本構想水準到達者が 6 5 人の増、認定新規就農者が 2 人の減です。農業参入法人及び集落営農経営は、昨年と同じです。

次に、4 3 ページをご覧ください。

大きな 2 番、最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 ①現状及び課題ですが、管内の農地面積 3, 9 0 0 h a に対し、これまでの集積面積 1, 1 9 3. 9 h a、集積率 2 9. 9 %です。課題は本年と同じです。

続いて②目標ですが、農地の集積目標は、国の農地集積目標 8 割を達成するために設定されています。県の基盤強化基本方針の集積目標に即して、市町村ごとの目標設定の考え方が示されている場合、当該目標を設定できるとしています。

本市は、この考え方にそって県が示した集積目標面積を目標とします。

農地の集積の目標年度 令和 1 2 年度集積率 9 0 %を目標とし、今年度の新規集積面積は、県から示された 6 2. 1 h a で、昨年と比較し 4. 6 h a 減少しています。今年度末の集積面積（累計）は 1, 2 5 6. 0 h a で、今年度末の集積率は、3 1. 5 %とします。

続いて、(2)遊休農地の解消 ①現状及び課題ですが、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況は、1 号遊休農地面積は、4 5 4. 0 h a で、昨年と比較して 1 2 4. 5 h a 減少しています。うち緑区分の遊休農地面積は、2 7 7. 6 h a で、昨年と比較し 1 1 0. 9 h a 減少しており、うち黄区分の遊休農地面積は、1 7 6. 4 h a で、昨年と比較し、1 3. 6 h a 減少しています。②目標 ア 既存遊休農地の解消ですが、a 緑区分の遊休農地の解消は、面積 3 6 3. 4 h a のうち、解消目標面積は、7 2. 7 h a です。

b 黄区分の遊休農地の解消は、黄区分の遊休農地 2 3 6. 7 h a です。

イ 新規発生遊休農地の解消は、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の 解消目標面積、3. 6 h a で、昨年と比較し、2 2. 7 h a 減少しています。

次に 4 4 ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進 ①現状及び課題ですが、令和 6 年度新規参

入者は、3経営体で、昨年と同じです。面積は、0.9haで、昨年と比較して、5.1ha減少しています。

②目標ですが、権利移動面積は、平成31年（令和元）年度が134.2ha、令和2年度が133.2ha、令和3年度が159.4ha、3ヶ年平均が142.3haで、昨年度と比較し2.9ha減少しています。新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割の14.3haで、昨年と比較し0.2ha減少しています。

2 最適化活動の活動目標 (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、最適化交付金実施要綱において、活動日数目標の達成が10日を基準に判断されることから、1人当たりの活動日数は、月10日とします。本年度と同じ目標です。

(2)活動強化月間の設定目標は、3回で、11月に農地の集積の取組みで、貸したい・借りたい総点検活動の実践、1月に遊休農地の解消で、農地集積の意向聞き取りによる貸借のマッチングの推進と非農地判断の実施、2月に新規参入の推進で、知人等の農業者に対し、新規参入者の情報収集を行うこととします。おおむね本年度と同様な目標です。

(3)新規参入相談会への参加目標は、本年度は、昨年同様、7月に開催予定の「新規就農者を励ます会」を目標としました。

以上で議案第270号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

木下委員 大した問題じゃないのですが、この農業委員数のところの内訳を見たときに、2人足りないようです。

あと、その下の農地の概要のところに、基本構想水準到達者というのが、83で書いてあるのですが、いつも私思うのだけど地域計画のこの前あった説明会のときもある資料では地域構造の水準到達者という方が0人で全然数字がなかったのに、農業委員会の資料では数字が上がってくるけど、農業政策課の資料では全然いないということだったものですから、以前、梶原さんにはちょっと聞いたことがあったのですが、ここのところを、できれば農業委員会の数字とこの農業政策課の数字と来年位には合わせてほしいなと。あまりにもかけ離れた数字なので。

事務局長 1点目は1、42ページ1のところの農業委員さんの方と、推進員さんの数のところですけども、内訳が2人足りないですね。

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第２７０号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案第 270 号は、原案のとおり意見決定されました。

事務局の説明をお願いします。

資料４５ページ議案と、４６ページ全国農業新聞鹿児島県支局長からの依頼分をご覧ください。

提案理由でございますが、全国農業新聞情報員は、令和6年度改正により、これまで地域別による推薦から、県内の農業委員・農地利用最適化推進委員の中から支局情報員を委嘱することに変更がなされた。令和7年3月で委員の任期が終了することと併せて、継続して情報員を推薦できることから、新たに情報員の候補者1名を推薦する必要がある。

ここで、議案下段の表の任期欄をご覧ください。委員の任期は令和 9 年 3 月 3 1 日までの 2 年間となっておりますが、現在の農業委員さん方の任期は、令和 8 年 4 月 3 0 日までとなっております。

従いまして、今般推薦された委員さんは、令和 8 年 4 月末日で、一旦辞表のご提出を頂き、5 月以降新しくご任命された委員さん方で改めて在任期間の任期までの委員の推薦を頂くこととなります。

32

以上で議案第２７１号に係る説明を終わります。

梶原委員　　３月１４日開催の運営委員会において、新屋　純子　委員を推薦することが協議されましたので、報告いたします。

　　以上です。

委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

事務局の説明をお願いします。

ここで、議案下段の表をご覧ください。委員の任期は令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間となっておりますが、現在の農業委員さん方の任期は、令和 8 年 4 月 30 日までとなっております。

以上で議案第 272 号に係る説明を終わります。

川内地域については、申請が多い場合は３班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の４月総会は４月２５日（金）午後１時から、ＳＳプラザ川内の３階第３０１から第３０３会議室を予定しています。

また、裏面は4月から6月の行事予定を記載してあります。

行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。

以上で説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長　私のほうから、令和７年度から、農地中間管理事業の取扱いについて、令和６年度の農地中間管理事業の主管課は、農業政策課が担当していたが、円滑な業務を進める方向から、「農地中間管理事業のうち、農地の権利移動部分」についての業務は、７年度から農業委員会が担当することになりました。

なお、農地中間管理事業のうち、機構集積協力金等の補助事業は、

これまでどおり、農業政策課が担当することとなっております。農業委員会への事務移管に伴い、業務に対応するため「人員の増員及び執務室の拡張」が行われる見込みである。詳細については、発表できる時点で委員皆さまにお知らせしたいと思います。

今後、農地中間管理事業の契約事務が大幅に増加することが見込まれるため、農業委員及び農地利用最適化推進委員の委員、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、農地中間管理事業に伴う、相談業務等の活動は、最適化活動の一環であるので、活動記録に記載をしていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

35

梶原主幹

総会資料と一緒に送付させていただいております、令和7年度の薩摩川内市、農業委員会総会等の日程について、をお手元にご準備ください。

令和7年度の4月から3月までの分を予定としております。市議会との関係とか急な関係で総会の日程の変更がありましたら、毎月報告しております3か月行事予定表でお示しをさせていただきますので、一応年間を通しての行事としてはこのように予定しておりますので、確認方をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、全体的に何かございませんか。

有馬委員

薩摩川内市の猟友会のほうから、お知らせをしておきます。

3月15日で、有害ならびに狩猟が終了したのですが、今年も薩摩川内市、祁答院まで全て入れまして、9,000頭から1万トンの間で捕獲が行われております。

横ばいで、全然減らないのが現実であります。

そこでまた8月24日に狩猟免許の試験がありますので、ぜひ農業の方、推進委員方、近くで田んぼを作っている人、若手の人がいらっしゃったら、狩猟免許取得に勧誘して、お話をさせていただきたいというふうに思います。

はっきり言いまして、もうギブアップです。

狩猟者を増やさないと、もう対応できない状態になっております。今、昼でも猪・鹿が出てくる状態になっております。

8月17日講習会で8月24日が狩猟免許の試験ですので、一つなんとか力添えになっていただけるようにお願いします。

ほとんどがボランティアですけど、夏は暑いし、冬は寒い。

山に行って罠を仕掛ける、今ですね、銃と罠があるのですが、銃は約3%です。

あとは全て、97%は罠による捕獲になりますので、ぜひ皆さん方の協力を仰ぎながら進めていきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いします。

議長

他にございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

これをもちまして第24回薩摩川内市農業委員会総会を閉会い

たします。

西 代理 皆さん、ご起立下さい。
一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

[終了 15 : 00]